

県内企業・団体等の皆様へ

令和2年3月26日
愛媛県知事 中村 時広

愛媛県職員に対する新型コロナウイルス感染予防対策について

新型コロナウイルスについては、世界的な感染拡大に加え、また国内においても、首都圏や関西圏などを中心に感染者の増加傾向が続く中、国では、本日、改正新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス対策本部が設置され、本県においても愛媛県対策本部を設置しました。

愛媛県内では、感染が拡大している状況にはありませんが、国内外で感染が拡大している状況に加え、3月から4月は、他の都道府県からの転入・転出が盛んとなる時期であることを踏まえ、県では、本日、以下の感染予防対策を決定・発表しました。

つきましては、企業・団体等の皆様におかれましても、愛媛県内における感染拡大防止の観点から、ご参考としてください。

<感染流行地域から転入する職員に対する健康観察のための待機措置について>

令和2年4月1日付け人事異動において、首都圏や関西圏など感染が拡大している地域に居住していた職員で、この春から愛媛県内へ転居して県に勤務する職員に対して、県内に転入した日から2週間、テレワーク等による在宅勤務や自宅待機を命じ、健康観察を行うこととしました。

また、令和2年度の新規採用職員についても、感染拡大地域の居住者については、同様の対応を取ることに加え、それ以外の者についても、卒業旅行などで海外も含めた感染拡大地域を訪れていた場合には、同様の対応とします。

松山市一番町4丁目4番地の2

土木部土木管理局土木管理課